

重度心身障がい（児）者医療、 子育て支援医療、ひとり親家庭等医療について 「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます

令和元年7月から、上記医療給付事業の給付対象者や一部負担金の有無の判定に当たり、「寡婦（夫）控除のみなし適用」が実施されます。

以下の要件を全て満たす方は、みなし適用の対象となる可能性があります。

- 法律上の婚姻をすることなく、父または母となった方
- 申請日及び前年（申請日が1月から6月までの場合は前々年）の12月31日時点のいずれにおいても婚姻をしていない方

※ そのほか、税法上の寡婦（夫）控除と同様の要件（合計所得金額や生計同一の子の有無等）に該当する必要があります。

要件を満たす方は、寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして判定を行うため、上記医療給付事業を新たに受けられるようになったり、一部負担金が免除されたりすることがあります。

医療給付事業	給付対象者の所得要件	一部負担金の免除要件
重度心身障がい（児）者医療	市町村民税所得割額 23万5千円未満の方	所得税非課税の方
子育て支援医療	—	所得税非課税の方
ひとり親家庭等医療	所得税非課税の方	—

- ・みなし適用の要件に該当するかの確認は、朝日町役場健康福祉課までお問い合わせください。
- ・**みなし適用には申請が必要**となります。申請時には要件に該当するかを確認するため、**戸籍事項全部証明書や所得証明書等をご提出いただく場合があります。**
- ・各医療給付事業の給付に当たっては、障がいの状態など所得以外の給付要件があります。
- ・各医療給付事業の所得の計算に当たっては、税法上の控除のほか、16歳未満の扶養親族に係る控除等を行います。
- ・みなし適用によって、税金自体が減額されるものではありません。
- ・所得の状況によって、**みなし適用を行っても、医療給付事業の対象にならなかつたり、一部負担金の免除を受けられなかつたりする場合があります。**

お問い合わせ窓口 朝日町役場健康福祉課 福祉子育て係 TEL0237-67-2132
保健医療係 TEL0237-67-2116